

## 令和6年第4回駒ヶ根市議会定例会議事日程（第4号）

令和6年12月19日（木曜日）

午前10時00分 開 議

### 第1 諸般の報告

### 第2 委員長報告、質疑、討論及び採決

議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第69号 駒ヶ根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び駒ヶ根市福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例

議案第70号 駒ヶ根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第71号 駒ヶ根市檜尾小屋条例の一部を改正する条例

議案第72号 駒ヶ根市下水道事業の設置等に関する条例及び駒ヶ根市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第73号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第8号）

議案第74号 令和6年度駒ヶ根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第75号 令和6年度駒ヶ根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第77号 市道路線の認定について

議案第78号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第9号）

### 第3 意見書案の上程、提案説明、質疑、討論及び採決

議 第12号 上伊那地域に児童相談所の設置を求める意見書

議 第13号 日本政府が核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書

### 第4 議案の上程、提案説明、質疑、討論及び採決

議 第14号 駒ヶ根市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

市長挨拶

## 出席議員（14名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 竹上陽子  | 2番  | 小林敏夫 |
| 3番  | 今堀雷三  | 4番  | 福澤美香 |
| 5番  | 小原晃一  | 6番  | 池田幸代 |
| 7番  | 中島和彦  | 8番  | 押田慶一 |
| 9番  | 藤井邦彦  | 10番 | 竹村 誉 |
| 11番 | 氣賀澤葉子 | 12番 | 中山万宝 |
| 13番 | 竹村知子  | 15番 | 小原茂幸 |

## 欠席議員（1名）

14番 宮下 稔

## 説明のため出席した者

|         |       |           |        |
|---------|-------|-----------|--------|
| 市 長     | 伊藤祐三  | 副 市 長     | 小平 操   |
| 教 育 長   | 本多俊夫  | 総 務 部 長   | 小澤一芳   |
| 教 育 次 長 | 赤羽知道  | 企画振興課長    | 久保田 浩人 |
| 総 務 課 長 | 中嶋 憲一 | 財 政 課 長   | 福澤 修   |
| 民 生 部 長 | 北原 純  | 産 業 部 長   | 市村 義美  |
| 建 設 部 長 | 小林 哲  | 会 計 管 理 者 | 横山 健   |

## 事務局職員出席者

|     |      |
|-----|------|
| 局 長 | 下平和弘 |
| 次 長 | 車田庄治 |
| 係 長 | 春日隆志 |

## 本日の会議に付議した事件

### 議事日程（第4号）記載のとおり

午前10時00分 開議

○局 長（下平 和弘君） 御起立をお願いします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議 長（小原 茂幸君） おはようございます。（一同「おはようございます」）

これより本日の会議を開きます。

議員定数15名、ただいまの出席議員数14名、定足数に達しております。

14番 宮下稔議員より、欠席の旨、届出がありました。

日程はタブレットに掲載してあります。

日程に従い会議を進行いたします。

日程第1 諸般の報告をいたさせます。

○局 長（下平 和弘君） 議員提案によります条例1件及び意見書案2件が提出されております。

条例案、意見書案につきましては、タブレットに掲載してあります。

また、意見書案の朗読は日程の中で申し上げます。

以上でございます。

○議 長（小原 茂幸君） 日程第2

議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

本案は去る11月29日の会議において総務産業委員会に付託してあります。

総務産業委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務産業委員長（竹村 知子君） 総務産業委員会審査報告。

11月29日の会議において本委員会に付託された議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、12月13日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので報告します。

○議 長（小原 茂幸君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長(小原 茂幸君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第69号 駒ヶ根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び駒ヶ根市福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例

及び

議案第70号 駒ヶ根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

以上2議案を一括議題といたします。

本案は去る11月29日の会議において教育民生建設委員会に付託してあります。

教育民生建設委員長より審査結果の報告を求めます。

**○教育民生建設委員長(小原 晃一君)** 教育民生建設委員会審査報告。

11月29日の会議において本委員会に付託された議案第69号 駒ヶ根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び駒ヶ根市福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例並びに議案第70号 駒ヶ根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、12月16日に委員会を開き内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので報告します。

**○議 長(小原 茂幸君)** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長(小原 茂幸君)** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長(小原 茂幸君)** これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号及び議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長(小原 茂幸君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第69号及び議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第71号 駒ヶ根市檜尾小屋条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は去る11月29日の会議において総務産業委員会に付託してあります。

総務産業委員長より審査結果の報告を求めます。

**○総務産業委員長（竹村 知子君）** 総務産業委員会審査報告。

11月29日の会議において本委員会に付託された議案第71号 駒ヶ根市檜尾小屋条例の一部を改正する条例につきましては、12月13日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので報告します。

**○議 長（小原 茂幸君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第72号 駒ヶ根市下水道事業の設置等に関する条例及び駒ヶ根市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

を議題といたします。

本案は去る11月29日の会議において教育民生建設委員会に付託してあります。

教育民生建設委員長より審査結果の報告を求めます。

**○教育民生建設委員長（小原 晃一君）** 教育民生建設委員会審査報告。

11月29日の会議において本委員会に付託された議案第72号 駒ヶ根市下水道事業の設置等に関する条例及び駒ヶ根市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、12月16日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので報告します。

**○議 長（小原 茂幸君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第73号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第8号）

を議題といたします。

本案は去る11月29日の会議において総務産業委員会に付託してあります。

総務産業委員長より審査結果の報告を求めます。

**○総務産業委員長（竹村 知子君）** 総務産業委員会審査報告。

11月29日の会議において本委員会に付託された議案第73号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第8号）につきましては、12月13日、委員会を開き内容を慎重に審査し、教育民生建設委員会と連携を取った結果、原案を可決すべきものと決定したので報告します。

**○議 長（小原 茂幸君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第74号 令和6年度駒ヶ根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

及び

議案第75号 令和6年度駒ヶ根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

以上、補正予算2議案を一括議題といたします。

本案は去る11月29日の会議において教育民生建設委員会に付託してあります。

教育民生建設委員長より審査結果の報告を求めます。

**○教育民生建設委員長（小原 晃一君）** 教育民生建設委員会審査報告。

11月29日の会議において本委員会に付託された議案第74号 令和6年度駒ヶ根市介護保険特別会計補正予算（第2号）並びに議案第75号 令和6年度駒ヶ根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、12月16日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので報告します。

**○議長（小原 茂幸君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小原 茂幸君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小原 茂幸君）** これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号及び議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小原 茂幸君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第74号及び議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について

を議題といたします。

本案は去る11月29日の会議において総務産業委員会に付託してあります。

総務産業委員長より審査結果の報告を求めます。

**○総務産業委員長（竹村 知子君）** 総務産業委員会審査報告。

11月29日の会議において本委員会に付託された議案第76号 公の施設の指定管理者の指定についてにつきましては、12月13日、委員会を開き内容を慎重に審査し、教育民生建設委員会と連携を取った結果、原案を可決すべきものと決定したので報告します。

**○議長（小原 茂幸君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小原 茂幸君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(小原 茂幸君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(小原 茂幸君) 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第77号 市道路線の認定について

を議題といたします。

本案は去る11月29日の会議において教育民生建設委員会に付託してあります。

教育民生建設委員長より審査結果の報告を求めます。

○教育民生建設委員長(小原 晃一君) 教育民生建設委員会審査報告。

11月29日の会議において本委員会に付託された議案第77号 市道路線の認定についてにつきましては、12月16日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので報告します。

○議 長(小原 茂幸君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(小原 茂幸君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(小原 茂幸君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(小原 茂幸君) 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第78号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算(第9号)

を議題といたします。

本案は12月12日の会議において教育民生建設委員会に付託してあります。

教育民生建設委員長より審査結果の報告を求めます。

○教育民生建設委員長(小原 晃一君) 教育民生建設委員会審査報告。

12月12日の会議において本委員会に付託された議案第78号 令和6年度駒ヶ根市一般会計補正予算(第9号)につきましては、12月16日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定

したので報告します。

**○議 長（小原 茂幸君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第3

議 第12号 上伊那地域に児童相談所の設置を求める意見書を議題といたします。

意見書案を朗読いたさせます。

**○局 長（下平 和弘君）** 朗読

**○議 長（小原 茂幸君）** 提案理由の説明を求めます。

**○7 番（中島 和彦君）** 議 第12号 上伊那地域に児童相談所の設置を求める意見書の補足提案説明を行います。

教育民生建設委員から提案をさせていただきますが、藤井議員からも同様の提案をいただいております。

それでは提案説明を行います。

今、県内の児童人口は年々減っているものの、児童相談所への相談件数や通告件数が増加傾向にあり、学校現場でも様々な家庭環境により相談を必要とする御家庭が増えております。その対応には多くの時間と労力、知識等が必要となっております。

その中で、困難な事例に関しては、児童相談所が市町村に対しての助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識、技術や広域的な対応が必要な業務を担っているところであり、児童相談所の果たすべき役割は年々大きくなっております。

しかしながら、「通告を受けた場合その他緊急の必要がある場合において、速やかに当該通告を受けた児童の保護その他の対応を行う上で支障がないこと。」と法令ではなっておりますが、現状では上伊那地域には児童相談所はなく、緊急的な対応が困難を生じていることや当事者が助けを求めやすい環境への整備である地域内に児童相談所の設置は急務であります。

以上のことから、子どもの虐待で生命を奪われることのない社会の実現のためにも、身近な上伊那地域に児童

相談所を早期に設置することを強く求めるものです。

以上、全議員の賛同をいただきたく、議 第 1 2 号 上伊那地域に児童相談所の設置を求める意見書の補足提案説明とさせていただきます。

**○議 長（小原 茂幸君）** これをもって提案説明を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は質疑及び討論を省略して直ちに表決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** 御異議なしと認めます。

これより議 第 1 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** 御異議なしと認めます。

よって、議 第 1 2 号は原案のとおり可決されました。

次に、

議 第 1 3 号 日本政府が核兵器禁止条約第 3 回締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書を議題といたします。

意見書案を朗読いたさせます。

**○局 長（下平 和弘君）** 朗読

**○議 長（小原 茂幸君）** 提案理由の説明を求めます。

**○5 番（小原 晃一君）** 議 第 1 3 号 日本政府が核兵器禁止条約第 3 回締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書の提出について提案説明を行います。

日本は 1940 年の日独伊の三国軍事同盟の調印を契機に自存自衛と大東亜圏の建設を目的とする構想を掲げ、東アジアにおける侵略行為を進めました。これに対し、アメリカ、イギリス諸国から経済制裁を受ける中、1941 年 1 2 月 8 日に真珠湾攻撃を行い、太平洋戦争に突入しました。この戦争の結末として、1945 年 8 月 6 日に広島へ、9 日に長崎に原子爆弾が投下され、合わせて 2 1 万人の貴い命が亡くなりました。

同年 1 0 月には、第二次世界大戦を防げなかった反省を踏まえ、戦争、紛争を防ぎ、世界平和と安全を維持するための国際連合が誕生します。以来、来年で 8 0 年を迎えます。

過去に核兵器は使用されていませんが、現在の世界の核兵器数は、アメリカが 5, 244 発、ロシアが 5, 889 発、全体の 9 割を保有し、中国やインド等に加え、北朝鮮が 3 0 発を保有し、現在、合計 1 万 2, 512 発があると考えられています。

1970 年の核兵器不拡散条約——N P T の発効後も核兵器の製造、保有は減少せず、全世界で 7 万発の核兵器を有し、1986 年の中距離核戦力全廃条約、さらに 2010 年の新戦略兵器削減条約の成立により核兵器への減少へと歩みます。

2021 年 1 月に核兵器禁止条約が発効され、2022 年 6 月に第 1 回締約国会議が、昨年 1 1 月には第 2 回締約国会議

が開催されてきましたが、唯一の戦争被爆国の日本は、日米安保の傘の下の平和確保という歴史があるがゆえに、平和外交の先頭に立ち、署名、批准を行うべきところ、オブザーバー参加さえ実現していません。

核兵器禁止条約は、核軍縮の歴史において、ドイツ、ノルウェー、韓国、日本などの非核保有国と市民、社会が積極的に主導して条約策定プロセスを進めた初めての条約であります。

本議会において核兵器禁止関連の議題の経緯を見ますと、平成29年——2017年9月議会において核兵器禁止条約に日本も参加することを求める意見書提出の請願が原水爆禁止上伊那地区協議会から提出され、一部採択となり、議員提案として国に対して「核兵器廃絶への取り組みと平和外交の推進を求める意見書」を提出しています。

また、令和4年——2022年9月定例会では「政府に対して「核兵器禁止条約への批准を求める意見書」の提出を求める陳情」、さらには、令和5年——2023年9月定例会では「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出に関する陳情」を討論した結果、唯一の被爆国として積極的な平和的外交を進めることができる最も発言力のある国である、核保有国の軍縮と核不拡散、原子力の平和利用の立場を訴え続けることが現実的な道筋である、核保有国と非核保有国の橋渡し役として行動するという主張を堅持してきました。

現在、核兵器の削減ペースが鈍化する一方で、中国、インド、パキスタンが保有を増加しています。

ロシアは、ウクライナ侵攻に伴い原発を稼働中に攻撃、占拠、さらには核の使用も辞さないと威嚇し、北朝鮮は核搭載を目指すICBMの発射実験を度々行い、またロシア—北朝鮮間で包括戦略条約が発効するなど、世界で急激に安全保障情勢が変化し、核兵器使用のリスクが高まっています。

本年12月10日に日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞したことは、世界に核兵器による被爆の悲惨さと実態を50年以上の長きにわたり伝え、世界平和と核兵器の根絶を訴え続けてきたことに対する顕彰とともに、世界が核兵器禁止を強く求めている証拠であります。

現在、国際的、地域的な安全保障環境が極めて不安定である中、核兵器禁止条約に93か国が署名し、70か国が批准している現状を看過できません。

今朝の信毎の国際面の記事に「中国 核弾頭600発保有か」と米務省の報告があり、愕然としました。実に4年間で3倍増と加速しています。被団協の発言のごとく、核兵器の保有で抑止力はないと中国は認識すべきです。

このような世界情勢の中、核兵器の悲惨さと非人道性を知る世界で唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器の威嚇や使用も許さず、核兵器の根絶に向けて、ちゅうちょせずに、今こそ平和外交の先頭に立つべき責務があります。

日本が核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加することは、世界に核廃絶という目的を共有しているという姿勢を示す重要な機会です。

また、日本と同様に、安全保障上の理由で批准などに踏み出せない国は多くあります。日本のオブザーバー参加は、そうした国々を巻き込み、世界的な核軍縮の新たな糸口を見つけることにつながります。

よって、日本が方針としている核保有国と非核保有国との橋渡しをするという立場を堅持し、来年3月に開催される第3回締約国会議にオブザーバー参加することを日本政府及び国会に対して強く求める意見書を提出したいと考えます。

議員各位の賛同を求め、提案説明とします。

**○議 長（小原 茂幸君）** これをもって提案説明を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は質疑及び討論を省略して直ちに表決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** 御異議なしと認めます。

これより議 第 1 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** 御異議なしと認めます。よって、議 第 1 3 号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日、2 件の意見書が可決されましたが、その条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第 4

議 第 1 4 号 駒ヶ根市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○7 番（中島 和彦君）** 議 第 1 4 号 駒ヶ根市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案説明をいたします。

駒ヶ根市議会個人情報保護条例は、駒ヶ根市議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、議会事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを趣旨として令和 5 年 3 月に制定したところです。

今回、刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁錮刑が拘禁刑に統一されたことに伴い改正をするものです。

議 1 4—2 ページを御覧ください。

第 6 条において罰則について規定をしていますが、第 54 条から第 56 条に規定されている「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

なお、条例は刑法等の一部を改正する法律の施行日から施行します。

以上、議 第 1 4 号 駒ヶ根市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の提案説明といたします。

**○議 長（小原 茂幸君）** これをもって提案説明を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は質疑及び討論を省略して直ちに表決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** 御異議なしと認めます。

これより議 第 1 4 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（小原 茂幸君）** 御異議なしと認めます。よって、議 第 1 4 号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

市長挨拶。

**○市 長（伊藤 祐三君）** 令和 6 年第 4 回市議会定例会の閉会に当たりまして挨拶を申し上げます。

1 月 2 9 日、開会をいたしました本定例会に提案しました条例案件をはじめ、多数の重要案件につきまして熱心かつ慎重なる御審議をいただき、いずれも原案どおり決定を賜り、本日ここに閉会となりました。心よりお礼を申し上げます。

今会期中に議員の皆様から賜りました御意見、御提言、御要望などにつきましては、十分尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に生かしてまいります。

さて、今年も残すところ 1 0 日余りとなりました。

振り返ってみますと、災害への備えの重要さを改めて痛感した一年となりました。

元旦には能登半島地震が発生をし、お正月の華やかな光景が混乱と慌ただしさで一変する事態となりました。友好都市であります石川県かほく市の油野市長と電話でお話をし、無事でおられたことに安心をいたしました。大きな被害に愕然としました。

能登半島には、さらに豪雨が襲う事態となり、被災された皆様には改めてお見舞いを申し上げます。

駒ヶ根市としましても、市民の多くの皆さんの御協力により支援物資や義援金を贈りました。職員も派遣し、被災地での復旧に取り組みました。私も、5 月、かほく市を訪ねて現場を見てまいりました。復旧、復興には、なお時間がかかります。引き続き支援を続けてまいりたいと考えます。

8 月には南海トラフ地震の臨時情報が初めて発表され、駒ヶ根市も市民の皆様へ防災対応への呼びかけを行いました。

残念ながら、今年も被災地が増えてしまいました。いつ起こるか分からない災害への備えを市民の皆さんとともに引き続き取り組んでまいります。

市政では、1 月に行われました市長選で、多くの市民の皆さんから 1 期 4 年間の仕事を評価していただき、再選を果たすことができました。改めてお礼を申し上げるとともに、大きな責任を感じ、2 期目も全力を挙げて取り組んでまいります。

今議会の開会挨拶で申し上げましたとおり、第 5 次総合計画や総合戦略に基づき様々な施策や事業に取り組んでまいりました。駒ヶ根市が誕生して 7 0 周年の記念すべき節目の年を皆さんとともに祝いすることもできま

した。次の時代へ向けて大きな一歩を踏み出せたと感じております。

具体的な事業の取組状況などにつきましては、今議会開会の挨拶でも説明いたしました。

まちなか再構築では、銀座通りに青年海外協力協会——J O C A が 3 歳未満児に特化した小規模保育施設を開設いたしました。

優良建築物等整備事業によりまして旧アルプス中央信用金庫本店の建て替え工事も始まっております。

竜東振興につきましては、蚕プロジェクトによる繭の出荷が始まりました。

策定した基本構想に基づき、竜東振興拠点施設整備も引き続き着実に進めてまいります。

自治体 D X の生成 A I の実証利用や C A T V 行政チャンネルデータ放送の導入、市役所の窓口改革プロジェクトなど、市民サービスの向上に向けて様々な取組を続けております。

また、ウイズコロナ時代を迎え、交流事業も広がってきました。友好都市であります磐田市や二本松市、かほく市、それぞれと様々な団体による行き来が戻ってきました。ネパール・ポカラ市とも看護などの研修や代表団をお迎えすることができました。来年以降、ますます盛んになることを期待しております。

今年はパリでオリンピック、パラリンピックが開催されたこともあり、スポーツをめぐる話題も多くありました。

オリンピックのホッケー競技では、駒ヶ根市出身の山田恵美さんが日本人でただ一人、公式審判員に任命され、笛を吹かれました。

また、群馬県で開かれた少年少女世界空手道選手権大会で赤穂中学校 2 年の田中大峨さんが準優勝、赤穂南小学校 5 年の田中達哉さんが第 4 位に輝きました。

佐賀県で行われた全国障害者スポーツ大会では、水泳 5 0 m 平泳ぎで倉田禎寛さんが準優勝、フライングディスクに出場の藤井雅徳さんが第 3 位と、素晴らしい成績を収められました。

全国中学校体育大会では、新体操で赤穂中学校が準優勝となりました。

来年 1 月の箱根駅伝には、駒ヶ根市出身の伊藤大志さんが早稲田大学の主将として出場されます。活躍を楽しみにしております。

長野県で開く国民スポーツ大会では、駒ヶ根市でホッケーを開催いたします。市出身の皆さんが活躍されるよう、引き続き市として支援に取り組んでまいります。

さて、中央アルプス、南アルプスが雪化粧をし、いよいよ冬本番となりました。年末を迎え、慌ただしさが増す時期であります。議員の皆様、市民の皆様には、御自愛され、御健勝でお過ごしください。

駒ヶ根市にとりまして、市民の皆様にとりまして、来年が素晴らしい年となりますことを祈念申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。

一年間、ありがとうございました。

**○議 長（小原 茂幸君）** 議員はじめ関係の皆様、市民の皆様には、健康で希望に満ちた輝かしい新年を迎えられますよう、心より御祈念申し上げます。

これにて令和 6 年第 4 回駒ヶ根市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

**○局 長（下平 和弘君）** 御起立をお願いします。（一同起立）礼。（一同礼）

お疲れさまでした。

午前10時54分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

駒ヶ根市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員